

提供日 2017/11/14
タイトル 平成28年度（公社）静岡県精神保健福祉会連合会に対する
補助金の交付に関する住民監査請求の監査結果
担当 監査委員事務局監査課
連絡先 特別監査班
TEL 054-221-2927



平成29年9月15日に受け付けた「平成28年度公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会に対する補助金の交付」に関する住民監査請求について、監査を実施した結果、次のとおり決定し、同年11月13日に請求人に通知した。

1 件名

平成28年度公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会に対する補助金の交付に関する住民監査請求

2 請求人

浜松市中区佐藤1-43-1-608 寺澤 暢紘

3 監査対象機関

静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課

4 請求の要旨

監査対象機関は、公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会（以下「もくせい会」という。）に対して、平成28年度民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金として1,441,000円、保健衛生活動事業費補助金として550,000円の交付を行った。

もくせい会は、障害者福祉事業の不適切な会計処理を長年行っている実態があり、不適切な実態に対し理事会での指摘もなく、法人監査機能も発揮されず、理事会議事録の作成も行われず、法人全体がガバナンスに欠ける状況にある。

監査対象機関は、平成27年度に、もくせい会への立入検査を行ったが十分でなく、もくせい会が不適切な会計処理を行っている等コンプライアンスに反している運営を容認している。

また、同補助金については、その使途の内容の大半が補助金の趣旨及び事業に合致しないにもかかわらず、監査対象機関は厳正な点検、確認をすることもなく、漫然と補助金を交付している。

県財政に損害を与えたもくせい会に対して、交付された補助金の返還を求める。

5 監査結果

(1) 結論

本件措置請求は棄却する。

【理由】

県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできない。

(2) 意見

棄却はしたが、民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金及び保健衛生活動事業費補助金の交付についてより一層の適正化に資するため、次のとおり意見を述べる。

民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱及び保健衛生活動事業費補助金交付要綱の補助対象事業の規定が抽象的であることから、詳細な運用基準の策定などを通して公平性、透明性の確保に努めるとともに、補助金の交付の決定及び交付額の確定に当たり事業内容を慎重に審査し、必要に応じ補助対象団体への指導、助言に努められたい。

1 「請求人の主張に理由があると認めることはできない」とした主な判断根拠

(1) 公益社団法人静岡県精神保健福祉会（以下「もくせい会」という。）の法人事業運営

もくせい会の法人事業運営の適正さについて検討した結果は次のとおりである。

ア もくせい会が市へ提出した収支決算書は当該委託事業に関する収支だけを作成したものであるのに対し、もくせい会における決算報告書は当該委託事業以外の事業等に関する収支も含まれており、収支決算書と決算報告書が一致していないのは当然である。

イ 委託料の積算に当たっては、直接必要となる経費だけでなく、間接的に必要となる経費や一定の利潤も一般管理費等として積算している。

受託者がその委託料をどのように運用するかは受託者の自由であり、請求人の主張は認めることができない。

ウ 理事会の議事録は作成されており特に問題がない。また、平成27年12月16日の立入検査にあたっては「立入検査の手引き【公益法人編】」に基づいて検査を実施しており、問題があったとは認められない。

(2) 補助金の使途

ア 民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金

請求人は、もくせい会が実施する各事業について、その使途の内容の大半が補助金交付要綱の趣旨及び補助金交付要綱別表で定める補助対象事業に該当しないと主張するが、いずれの事業についても補助金交付要綱の趣旨である「地域福祉の促進及び民間社会福祉活動の充実発展並びに県民の保健衛生の向上」及び補助金交付要綱別表で定める補助対象事業に該当しないとは言えない。

イ 保健衛生活動事業費補助金

請求人は、保健衛生活動は医療相談と合わせて行われる事業であると主張するが、交付要綱には保健衛生活動は医療相談と合わせて行われなければならないとの記載はなく、保健衛生活動事業に該当する事業であれば、補助対象となるものと解される。

また、請求人は、もくせい会が実施する各事業が補助金交付要綱で定める補助対象事業に該当しないと主張するが、いずれの事業についても補助金交付要綱で補助対象事業として定める保健衛生活動に要する経費だと言える。

(3) 違法若しくは不当な公金の支出は存在するか

前記(1)により、法人の事業運営に不適正な点があったとは認められず、前記(2)により、民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金及び保健衛生活動事業費補助金の支出については、いずれも交付規則及び交付要綱に反した支出をしているとは認められない。したがって、違法若しくは不当な公金の支出は存在しない。

2 結論

県には「違法若しくは不当な公金の支出」は存在しないので、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。